

令和3年度松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月10日）

○出席議員

- 2番 米 田 利 彦
- 3番 村 田 茂
- 4番 板 東 絹 代
- 5番 立 井 武 雄
- 6番 佐 藤 道 昭
- 7番 森 谷 靖
- 8番 藤 枝 善 則
- 9番 佐 藤 富 男
- 10番 春 藤 康 雄
- 11番 川 田 修
- 12番 佐 藤 禎 宏

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	森一美
教育長	丹羽敦子
総務部長	松下師一
教育次長兼社会教育課長	鈴谷一彦
民生部長	原田賢
産業建設部長兼建設課長	吉崎英雄
総務課長	富士雅章
チャレンジ課長	入口直幸
税務課長	池田和史
危機管理課長	永井義猛
長寿社会課長	山下真穂
福祉課長	藤田弘美
住民課長	佐藤友美
学校教育課長	河野歩美
上下水道課長	石森典彦
産業環境課長	谷本富美代
環境センター所長	飯田雅章

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	多田雄一
議会事務局係長	森吉梢

令和3年度松茂町議会第2回定例会会議録

令和3年6月10日（第1日目）

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 同意第 3号 固定資産評価員の選任について
- 日程第4 報告第 2号 令和2年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第5 報告第 3号 専決処分の報告について
 - 専決第 4号 松茂町新交流拠点施設整備工事変更請負契約締結について
 - 専決第 5号 指定避難所浸水対策等工事変更請負契約締結について
 - 専決第 6号 長原地区津波避難タワー建設工事変更請負契約締結について
 - 専決第 7号 松茂町防災行政無線デジタル化整備工事変更請負契約締結について
- 日程第6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
 - 専決第 8号 松茂町税条例等の一部を改正する条例
 - 専決第 9号 令和2年度松茂町一般会計補正予算（第9号）
 - 専決第10号 令和3年度松茂町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第25号 松茂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第26号 松茂町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第27号 令和3年度松茂町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第28号 令和3年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 発議第 1号 松茂町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第12 発議第 2号 議員派遣の件

令和3年松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月10日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから、令和3年松茂町議会第2回定例会の開会をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤禎宏君】　議長に就任いたしまして初めての議会でございますので、ちょっと緊張しておりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、皆さん、おはようございます。第2回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年は、梅雨入りが平年より20日ほど早く梅雨入りいたしまして、その後、梅雨空が続いておりましたが、昨日は徳島市で日中の最高気温が30.8度を記録し、今年初めての30度を超える真夏日となりました。こういう激しい天候ですので、体調管理、健康管理に十分気をつけていただきまして、この梅雨を乗り切っていただきたいと思います。

本日、定例会に議員全員の方がご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。この後、提出される議案につきましては、吉田町長から提案理由の説明がございます。また、その後、担当職員からも詳細説明があると思いますので、十分にご審議をお願いいたしまして開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、令和3年松茂町議会第2回定例会は成立いたしました。

ただいまから令和3年松茂町議会第2回定例会を開会いたします。

○議長【佐藤禎宏君】　吉田町長から招集のご挨拶があります。

○町長【吉田直人君】　皆さん、おはようございます。

今年は、議長も申しましたように、少し早い梅雨入りとなっております。これからじめじめした時期になると思いますが、議員の皆さんにつきましては、十分お体にご留意いただきまして議会に備えていただきたい、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それで、私ごとでございますが、早いもので、私の町長任期につきましても8月20日というようになってきております。この議会が最後の皆さん方の議会ということで迎えるわけでございますが、この4年間を振り返ってみますと、いろいろ私も事業をさせていただきました。それにつきましても、皆様方のご理解とご協力をいただきまして、いろいろな事業をさせていただきました。誠にありがとうございます。この後でございますが、2期目に向かって全力で頑張っていきたいと思っておりますので、またご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

本日の令和3年松茂町議会第2回定例会招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、公私ともお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日の定例会に上程をいたしております案件は、同意1件、報告1件、承認1件、議案4件の合計7案件でございます。どうか全案件が慎重にご審議をいただきまして、可決決定を賜りますようお願いをいたしまして招集のご挨拶といたします。よろしくお願ひします。

○議長【佐藤禎宏君】　これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から、毎月実施した月例出納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められると、議長宛てに報告書が提出されておりますので、ご報告しておきます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」についてを行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、11番川田修議員、及び2番米田利彦議員を指名いたします。

○議長【佐藤禎宏君】　日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、6月10日から6月22日までの13日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】　異議なしと認めます。

よって、会期は6月10日から6月22日までの13日間に決定いたしました。

○議長【佐藤禎宏君】　日程第3、同意第3号「固定資産評価員の選任について」を議

題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、令和3年第2回定例会に上程をいたしております議案の提案理由の説明を申し上げます。

同意第3号、固定資産評価員の選任につきましては、従来から税務課長を任命いたしておりますが、このたびの定期異動により税務課長に異動がありましたことから、新たに税務課長池田和史君を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、池田君の経歴につきましては、参考資料に添付いたしておりますので、ご覧をいただき、ご同意をよろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長【佐藤禎宏君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 これから採決に入ります。

同意第3号「固定資産評価員の選任について」は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、同意第3号「固定資産評価員の選任について」は原案のとおり可決決定いたしました。

○議長【佐藤禎宏君】 日程第4、報告第2号「令和2年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について」を議題といたします。

吉田町長より発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 引き続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第2号、令和2年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算につきましては、地方自治

法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

令和2年度事業のうち、事業の執行状況により、W i - F i 通信設備設置事業に2,722万5千円、新型コロナウイルスワクチン接種事業において40万円、県営漁港関係事業において406万7,840円、耐震・耐津波対策事業において2,480万円、ストックマネジメント計画事業において2千万円、北ノ川ポンプ場設置事業において2,817万1千円、感染症対策事業において、小・中学校合わせて440万円、総合会館空調設備改修事業において3,770万円を令和3年度に繰り越して、事業を実施するものであります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 担当職員の詳細説明を求めます。

富士総務課長。

○総務課長【富士雅章君】 それでは、私から、報告第2号のうち、総務課所管事業の繰越明許費についてご報告をさせていただきます。

議案書の2ページをご覧ください。

報告第2号、令和2年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について、別紙のとおり報告するというものでございます。

続きまして、議案書3ページの表をご覧ください。

令和2年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

それでは、議案書3ページ、計算書の方で説明をさせていただきます。

上段1行目、款5総務費、項1総務管理費のW i - F i 通信設備設置事業におきまして、2,722万5千円を令和3年度に繰り越しいたしました。繰り越しをした財源の内訳は、国県支出金が2,400万円、一般財源が322万5千円でございます。

この事業は、コロナ禍に伴い、リモート会議等に対応できるよう、W i - F i 整備を行う事業でございます。コロナ交付金を充当し、12月議会にて予算を組み替え、令和3年1月に発注をいたしております。施工に8カ月の期間を必要とするために繰り越しをするものでございます。

また、次の4ページに歳入を、5ページ、6ページに歳出を、各課所管ごと、事項別明細書を添付しております。この後、各部課長より繰越明許費についてご説明をいたしますので、併せてご参照ください。

以上、総務課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 佐藤住民課長。

○住民課長【佐藤友美君】 それでは、私から、報告第2号のうち、住民課で所管いたします繰越明許費につきまして、ご報告をさせていただきます。

引き続き、議案書3ページをご覧ください。

款15衛生費、項1保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業におきまして、40万円を令和3年度に繰り越しいたしました。繰り越しをした財源の内訳は、全て一般財源でございますが、この事業費につきましては、令和3年度において国庫補助金として交付される見込みとなっております。

新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、国に示された優先順位により、医療従事者、高齢者と接種を行っているところでございますが、主に保健相談センターで実施をする集団接種に必要な備品の購入費について繰り越しをするものでございます。

以上で、住民課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 谷本産業環境課長。

○産業環境課長【谷本富美代君】 それでは、報告第2号のうち、産業環境課で所管いたします繰越明許費につきまして、ご報告させていただきます。

引き続き、議案書3ページをご覧ください。

上段から3行目、款20農林水産業費、項5水産業費の県営漁港関係事業におきまして、406万7,840円を令和3年度に繰り越しいたしました。繰り越しをした財源は、全て一般財源でございます。

この事業は、長原漁港岸壁の砂流出防止のための補修工事でありましたが、耐震機能を含めた改良工事に計画を変更したことから、国土交通省など関係機関への協議に時間を要したため、年度内の着手が困難となりましたので、翌年度に繰り越しをするものでございます。

以上、産業環境課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 吉崎産業建設部長。

○産業建設部長兼建設課長【吉崎英雄君】 それでは、報告第2号のうち、建設課で所管いたします繰越明許費についてご報告させていただきます。

引き続き、議案書3ページをご覧ください。

上段から4行目、款30土木費、項15都市計画費の耐震・耐津波対策事業におきまし

て、2,480万円を令和3年度に繰り越しいたしました。繰り越しをした財源の内訳は、国県支出金が1千万円、一般財源が1,480万円でございます。

この事業は、災害に対応するため、広島ポンプ場の耐震診断、耐津波診断を実施するものでございます。国の補助対象事業として実施するため、財源確保のために、3月補正で予算化をし、翌年度に繰り越しをするものでございます。

なお、令和4年1月に事業完了を予定しております。

続きまして、その下段、ストックマネジメント計画事業におきまして、2千万円を令和3年度に繰り越しいたしました。繰り越しをした財源の内訳は、国県支出金が850万円、一般財源が1,150万円でございます。

この事業は、都市下水路ポンプ場におきまして、施設管理の目標及び長期的な改築事業のシナリオを設定し、点検、修繕及び改築計画のための全体計画を策定するものでございます。先ほどの事業と同様に、国の補助対象事業として実施をするため、財源確保のために、3月補正で予算化をし、翌年度に繰り越しをするものでございます。

なお、令和4年3月に事業完了を予定しております。

続きまして、その下段、北ノ川ポンプ場設置事業におきまして、2,817万1千円を令和3年度に繰り越しいたしました。繰り越しをした財源の内訳は、全て一般財源でございます。

この事業は、旧吉野川河川改修事業に合わせて、国の受託工事において、北ノ川地区の排水対策として水中ポンプを2台設置するものでございます。河川改修事業の進捗状況により、翌年度に繰り越しをするものでございます。

なお、令和3年10月に事業完了を予定しております。

以上、建設課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 河野学校教育課長。

○学校教育課長【河野歩美君】 それでは、報告第2号のうち、学校教育課で所管いたします繰越明許費についてご報告をさせていただきます。

引き続き、議案書の3ページをご覧ください。

下段から3行目、款40教育費、項5小学校費の事業名、感染症対策事業におきまして、320万円を令和3年度に繰り越しいたしました。繰り越した財源の内訳は、国県支出金のうち160万円が学校保健特別対策事業費補助金、150万円が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、一般財源が10万円でございます。

次に、同じく、その下の段、項10中学校費の事業名、感染症対策事業におきまして、120万円を令和3年度に繰り越しいたしました。繰り越した財源の内訳は、国県支出金110万円のうち60万円が学校保健特別対策事業費補助金、50万円が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、一般財源が10万円でございます。

これらの事業は、学校の規模に応じて国から補助される新型コロナウイルス感染症対策に係る事業で、今年3月の交付決定を受け、3月に補正予算を計上し、そのまま繰り越させていただいたものでございます。学校と連携して、感染症拡大防止に資する物品の購入をし、引き続き感染症拡大防止に努めていきたいと考えております。

以上、学校教育課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 鈴谷教育次長。

○教育次長兼社会教育課長【鈴谷一彦君】 それでは、報告第2号のうち、社会教育課で所管いたします繰越明許費につきまして、ご報告をさせていただきます。

引き続き、議案書3ページをご覧ください。

款40教育費、項20社会教育費の総合会館空調設備改修事業におきまして、3,770万円を令和3年度に繰り越しいたしました。繰り越しをした財源の内訳は、全額一般財源でございます。

この事業は、総合会館空調設備の老朽化に伴い、改修事業を実施するもので、令和2年9月の本議会におきまして契約議決をいただき、現在も工事を進めており、令和3年7月末の事業完了を予定しております。

以上、社会教育課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 これで、報告第2号の説明は終わりました。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして、日程第5、報告第3号、専決第4号「松茂町新交流拠点施設整備工事変更請負契約締結について」から、専決第7号「松茂町防災行政無線デジタル化整備工事変更請負契約締結について」までの専決4件を一括して議題といたします。

吉田町長より発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、引き続きまして、提案理由を申し上げます。

次に、報告第3号、専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規

定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

専決第4号、松茂町新交流拠点施設整備工事変更請負契約締結につきましては、令和2年4月24日の臨時会において契約議決をいただき、執行し、令和3年3月25日に竣工をいたしております。今回の変更の主なものは、工事周辺の対策として、防音シートから防音パネルへの変更及び設置場所の追加などに伴う契約金額の増額であります。

次に、専決第5号、指定避難所浸水対策等工事変更請負契約締結につきましては、令和2年4月24日の臨時会において契約議決をいただき、執行し、令和3年3月26日に竣工をいたしております。今回の変更の主なものは、矢板打設の際、地中障害物が確認されたことによる撤去処分費などの追加に伴う契約金額の増額であります。

次に、専決第6号、長原地区津波避難タワー建設工事変更請負契約締結につきましては、令和2年6月24日の定例会において契約議決をいただき、執行し、令和3年3月25日に竣工いたしております。今回の変更の主なものは、外構工事を追加したことに伴う契約金額の増額であります。

次に、専決第7号、松茂町防災行政無線デジタル化整備工事変更請負契約締結につきましては、令和2年4月24日の臨時会において契約議決をいただき、執行し、令和3年3月31日に竣工いたしております。今回の変更の主なものは、消防指令台と連動させる機能を追加したことによる契約金額の増額であります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

担当職員の詳細説明を求めます。専決第4号、第5号、第6号、第7号の順番で願いたします。

入口チャレンジ課長。

○チャレンジ課長【入口直幸君】 それでは、私から、報告第3号のうち、チャレンジ課所管分の専決第4号及び専決第5号につきまして、ご報告させていただきます。

議案書の7ページをお開き願います。

報告第3号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを報告するというものでございます。

議案書の8ページをお開き願います。

専決第4号、松茂町新交流拠点施設整備工事変更請負契約締結について。

松茂町新交流拠点施設整備工事変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的、松茂町新交流拠点施設整備工事。契約の金額、変更前7億5,240万円、変更後8億1,999万3,900円。契約の相手方、愛媛県松山市千舟町四丁目4番地3、五洋建設株式会社四国支店、常務執行役員支店長、片山一というものでございます。

この工事につきましては、令和2年4月の臨時会におきまして契約議決をいただき、執行いたしました。

工事の内容といたしましては、交流拠点施設マツシゲートの建設で、令和3年3月25日に竣工いたしております。

変更の主な内容といたしましては、当初から、総合棟につきましては、地方創生拠点整備交付金の申請手続を迅速に行う必要性があったことから、補助対象となる建物躯体のみを発注し、内装や家具、設備などは建築工事と並行して検討し、具体化した施設利用方法に基づき改修することといたしておりました。そのため、建物の1階については、内装や間取りの変更及び設備などの設置、2階については、企業の研修及び進出を想定し、ファブスペース及びコワーキングスペースの間仕切り、屋外については、倉庫などの増築をいたしております。それに伴い、浄化槽を150人槽から170人槽へ変更いたしております。

また、工事の施工に際しまして、近隣住民との協議により、騒音の軽減を図るために、防音シートから防音パネルへ変更するとともに、影響範囲を考慮し、防音パネルの設置延長を追加いたしております。

なお、当施設は災害拠点でもあることから、応急仮設住宅の建設を考慮し、水道管を50mmのHIVP管から地震対策として75mmの铸铁管に変更したことなどによる契約金額の増額でございます。

続きまして、右側、議案書の9ページをご覧ください。

専決第5号、指定避難所浸水対策等工事変更請負契約締結について。

指定避難所浸水対策等工事変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的、指定避難所浸水対策等工事。契約の金額、変更前3億49万8千円、変更後3億2,515万7,800円。契約の相手方、徳島県徳島市昭和町五丁目5番地、東洋

建設株式会社徳島営業所、所長、浅野正利というものでございます。

この工事につきましても、令和2年4月の臨時会におきまして契約議決をいただき、執行いたしました。

工事の内容といたしましては、交流拠点施設マツシゲートの周囲を、高さ3m、厚さ65cmの津波防護壁で囲む浸水対策工事で、令和3年3月26日に竣工いたしております。

変更の主な内容といたしましては、津波防護壁の劣化防止及び美観保持として塗膜剤の追加や、親しみを持っていただくために、施設愛称としてマツシゲートの銘板を設置いたしました。また、鋼矢板打設時に約18mにわたってコンクリート擁壁が見つかったことから、それを取り除き、処分したことなどによる契約金額の増額でございます。

以上、専決第4号及び専決第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 永井危機管理課長。

○危機管理課長【永井義猛君】 それでは、私から、報告第3号のうち、危機管理課所管の専決第6号につきまして、ご報告させていただきます。

議案書の10ページをお開きください。

専決第6号、長原地区津波避難タワー建設工事変更請負契約締結について。

長原地区津波避難タワー建設工事変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的、長原地区津波避難タワー建設工事。契約の金額、変更前9,718万5千円、変更後9,916万5千円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町中喜来字中瀬堤外17番地1、株式会社パルトゥー、代表取締役、柏原好忠というものでございます。

この工事につきましては、令和2年6月の本議会におきまして契約議決をいただき、執行いたしました。

この工事は、長原地区南部の特定避難困難地域を解消するため、35名の避難ができる津波避難タワーを建設し、令和3年3月25日に竣工いたしました。

変更の主な内容といたしましては、工事施工場所に隣接する土地との排水対策や舗装工事など、外構工事を追加したことによる契約金額の増額でございます。

以上、専決第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 富士総務課長。

○総務課長【富士雅章君】 それでは、私から、報告第3号のうち、専決第7号につきまして、ご報告をさせていただきます。

松茂町防災行政無線デジタル化整備工事変更請負契約締結について。

松茂町防災行政無線デジタル化整備工事変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的、松茂町防災行政無線デジタル化整備工事。契約の金額、変更前5億1,805万2,950円、変更後5億2,365万1,950円。契約の相手方、徳島県徳島市西須賀町下中須79番地1、四電エンジニアリング株式会社徳島支店、支店長、生野護というものでございます。

この工事につきましては、令和2年4月の臨時議会におきまして契約議決をいただき、執行いたしました。

工事の内容といたしましては、本町の防災行政無線を現行のアナログ方式からデジタル通信方式へ更新を行いました。板野東部消防通信指令室に基地局設備1基、移動局設備、車載用10台、移動局設備、携帯型30台、屋外拡声局設備25台、各ご家庭に戸別受信機約4千台の更新を行い、令和3年3月31日に竣工いたしております。

変更の主な内容といたしましては、板野東部消防組合に本町の防災行政無線を遠隔操作により緊急放送ができる機器を整備するとともに、板野東部消防組合の既存の消防指令台とロスなく連動させる機能を追加したことが主な増額の理由でございます。

以上で、専決第7号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 これで、報告第3号の報告が終わりました。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして、日程第6、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第10、議案第28号「令和3年度松茂町国民健康保険料特別会計補正予算（第1号）まで」の承認1件と議案4件を一括して議題といたします。

吉田町長より発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、引き続きまして、提案理由を申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

まず、専決第8号、松茂町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び同政令並びに省令が令和3年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、専決処分を行ったものであります。主な改正の内容は、新型コロナウイルス感染症による経済情勢を踏まえて、住民税の住宅ローン控除の特例延長、固定資産税の土地の税額据置き措置、また、環境性能の高い自動車の普及のため、軽自動車税の環境性能割及びグリーン化特例について見直しをしたものであります。

次に、専決第9号、令和2年度松茂町一般会計補正予算（第9号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,220万8千円を減額し、補正後の予算の総額を91億5,654万6千円とするものであります。この補正予算は、令和2年度における各種事務事業に係る不用額を減額補正するとともに、歳入増額分と歳出不用額を合わせて財政調整基金に1億8,232万4千円を積み立てたものであります。

次に、専決第10号、令和3年度松茂町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,585万円を追加し、補正後の予算の総額を64億6,485万円とするものであります。この補正予算は、国が実施いたします低所得者の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を支給する特別給付金に係る予算であります。

続きまして、議案第25号、松茂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令が令和3年2月15日に施行されたことに伴い、固定資産評価審査委員会の審査申出手続き等においても押印を不要とする条例改正を行うものであります。

次に、議案第26号、松茂町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料の事務に変更があるため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第27号、令和3年度松茂町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,862万9千円を追加し、補正後の予算の総額を64億8,347万9千円とするものであります。この補正予算の主なものといたしましては、歳出におきまして、県外の大手住宅メーカーから寄附の申出があり、それに対応するため、予算として交流拠点施設管理費1,342万1千円を増額補正し、歳入におきましては、充当財源として前年度繰越金1,812万9千円等を増額補正するものであり

ます。

次に、議案第28号、令和3年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ30万円を追加し、補正後の予算の総額を15億8,945万円とするものであります。歳入といたしまして、県補助金30万円を増額補正し、歳出といたしまして、傷病手当金30万円を増額補正するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。なお、ご審議の上、可決決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております承認1件と議案4件につきましては、6月14日再開予定の本会議において、総括的な質疑を受けた後、各常任委員会に付託したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして、日程第11、発議第1号「松茂町議会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

この発議は、去る6月2日開催の議会運営委員会において、議会運営委員会委員長ほか5名の賛成者から発議としてご決定いただき、このように提出されております。

藤枝議会運営委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

藤枝議会運営委員長。

○議会運営委員長【藤枝善則君】 ただいま議長の許可をいただきましたので、発議第1号、松茂町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由をご説明いたします。

この発議は、ただいま議長からお話がありましたように、議会運営委員会委員の賛同をいただいて、地方自治法第112条の規定により提出するものであります。

内容といたしましては、男女の議員ともに議員活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能とする観点から、このたび、全国町村議会議長会が標準会議規則の一部改正を示され、これに基づき改定をするものでございます。

参考資料をご覧ください。

発議第1号、松茂町議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、第2条第1項で規定しております「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補

助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、それから、「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改めるものでございます。

なお、全国町村議会議長会が示しております出産予定日前日数は6週間としておりますが、板野郡町議会議長会において、徳島県や各市町村に倣い、「出産予定日の6週間前」を「出産予定日の8週間前」に統一するとの申合せをしているものでございます。

次に、第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、それから、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。これらに関しては、現行では請願者の押印を一律に義務づけているが、請願者の利便性の向上を図るため、請願者が自署している場合は押印を不要とするものであります。

なお、この規則の施行期日は、公布の日からとするものであります。

以上、発議第1号の提案理由説明とさせていただきます。各議員におかれましては、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長【佐藤禎宏君】 藤枝議会運営委員長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

○議長【佐藤禎宏君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

○議長【佐藤禎宏君】 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 これから採決に入ります。

発議第1号「松茂町議会会議規則の一部を改正する規則」について、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、発議第1号「松茂町議会会議規則の一部を改正する規則」は原案のとおり可決決定されました。

○議長【佐藤禎宏君】　　続きまして、日程第12、発議第2号「議員派遣の件」を議題といたします。

この発議は、去る6月2日開催の議会運営委員会において、議会運営委員会委員長ほか5名の賛成者から発議としてご決定いただき、このように提出されるものでございます。議員の派遣については、会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めるもので、令和3年6月から令和4年5月までの議員の派遣を議員派遣一覧表のとおり行い、緊急を要する場合は議長に委任するものでございます。

お諮りいたします。

藤枝議会運営委員長から提出されました議員派遣の件は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤禎宏君】　　異議なしと認めます。

よって、発議第2号「議員派遣の件」は可決されました。

○議長【佐藤禎宏君】　　以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6月11日から6月13日の3日間は、議案調査のため休会といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤禎宏君】　　異議なしと認めます。

よって、明日6月11日から6月13日の3日間は休会と決定いたしました。

次回は、6月14日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会いたします。どうもありがとうございました。

午前10時55分散会